

水害編（木造・プレハブ）

調査票記入の手引き

（１）通常の調査

１）第１次調査票

i) 調査票記入にあたっての留意事項

黒地に白抜き数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、１から順番に全ての項目についての調査を実施します。

白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

「２．住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックを入れます。

「３．配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

「４．外観」は、「住家全部が倒壊」または「住家の一部の階が全部倒壊」に該当する場合にチェックを入れます。該当すれば「全壊」となり、「判定」欄に損害割合「50%以上」と記入のうえ、「全壊」判定にチェックを入れて終了です。

「５．構造」は、「木造・プレハブ」である場合にチェックを入れます。

「６．階高」は、住家が「戸建ての１～２階建て」である場合にチェックを入れます。

「７．外力」は、住家に「津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力による損傷がある」場合にチェックを入れます。

※「５」～「７」のいずれか１つでも該当しない項目があれば、第１次調査には不適当であるため、第２次調査を行います。

「５」～「７」すべてに該当する場合、「８．浸水深」を調査します。浸水深の最も浅い部分で測定し、該当する項目にチェックを入れ、「判定」欄に損害割合を記入し、該当欄にチェックを入れて終了です。

2) 第2次調査票

i) 調査票記入にあたっての留意事項

黒地に白抜き数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。

白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。

「3. 配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

「4. 外観」は、該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従って判定に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。

「5. 傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。「5. 傾斜」の平均値が6cm以上の場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

「6. 外力損傷」は、外観に外力による損傷がみられた場合、「有り」に○をつけ、矢印に従って「8. 躯体」に進んでください。

「7. 浸水深」は、浸水が床上まで達していない場合、「床下」に○をつけ、矢印に従って判定に進み、「半壊に至らない」にチェックを入れて終了です。

「8. 躯体」については、損傷率が75%以上の場合は、矢印に従って判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。

【基礎について】

※基礎の判定において、目視調査により明らかに75%以上もしくは75%未満の場合には、損傷基礎長等の計測は不要です。75%以上かどうかを目視により判断できない場合にのみ計測を行ってください。

【柱（又は耐力壁）について】

※柱（又は耐力壁）の損傷率が75%以上かどうか明らかではない場合は、「9」以降に進んでください。

「9. 基礎」の「外力等」について、基礎に外力等による損傷率がみられる場合、該当する損傷率の列の値（損害割合）に○印をつけてください。「汚泥」について、床下に汚泥の堆積がみられる場合、□にチェックし、損害割合を1%とします。「外力等」

による損害割合と「汚損」による損害割合の和を「計」に記入してください。

調査票その2、「10．面積率」の床面積率と屋根面積率について、階別に判定した部位別損害割合から住家全体の損害割合を算出するために用います。「主要階」と「その他階」それぞれにおいて、面積率の合計が1.0になるように記入してください。

「11」～「17」について、左側の「主要階」の列は、主要階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率、右側の「その他階」の列は、その他階の面積を100%とした場合の損傷程度毎の面積率について、該当する箇所に○をつけてください。その際、**面積率の合計は100%を超えないようにしてください。**

なお、面積率について、20%刻みで判定しづらいものについては、同一の損傷程度で複数の面積率の列の値に○をつけても構いません。（「～10%」の列の値とその他の何れかの面積率の列の値に○をつけることにより、10%刻みで判定することができます）

また、損傷程度について、浸水のための被害の場合に発生する被害は太字になっています。太字になっていない損傷程度は物理的被害があった場合に用います。

【主要階について】

※主要階とは、「1階もしくは1階以外の階で台所・食堂・居間の全てを有する階」のことです。通常は1階が主要階ですが、例えば、3階建住家の2階に台所・食堂・居間の全てがある場合、2階を「主要階」、1階と3階を「その他階」とします。

「18．設備」について、浴室、台所が存在する階と損傷の状況について該当するところに○印をつけてください。右側のその他の欄は、浴室及び台所以外の設備に被害があった場合に適宜、利用してください。

「18」で調査終了です。「損害割合算出表」に従って計算し判定します。

iii) 損害割合算出表等の記入

調査票「その2」の「11．外壁」から「17．建具」までの各部位について、「主要階」、「その他階」別に○のついている数字の合計値を「計」の欄に記入してください。外壁、柱（又は耐力壁）、天井、内壁、建具、床については、「計」に各階の床面積率を、屋根については「計」に各階の屋根面積率を乗じて得られた値をB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。

調査票「その2」の「18．設備」について、主要階、その他階のそれぞれの階に存する設備の損害割合の合計を計のB欄（主要階）、C欄（その他階）に記入して下さい。

調査票「その1」の損害割合算出表の「b」列には3頁目のB欄の値を、「c」列にはC欄の値を転記してください。

「d」列は、「b」列の値と「c」列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入してください。なお、「d」列のうち「10．柱（又は耐力壁）」の合計値が15%以上となった場合、「判定」に進み、「全壊」にチェックを入れて終了です。

「e」列は、「b」列の値に1.25を乗じた値、「f」列は「c」列の値に0.5を乗じた値を記入します。

- 21 「g」列には、「e」列の値と「f」列の値の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した値を記入してください。ただし、「a」列に記載してある構成比を上回ることはできません。「a」の値よりも大きな値となった場合は、「a」の値を記載してください。
- 22 「d」列の合計値と「g」列の合計値を計算し、それぞれ「あ」、「い」に記入します。
- 23 「5．傾斜」が2 cm 未満の場合、「あ」又は「い」のうち大きいほうの値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。
- 24 「5．傾斜」が2 cm 以上であった場合のみ、「h」列を使用します。「あ」>「い」の場合「d」列の値を、「あ」<「い」の場合「g」列の値を、それぞれ「h」列に転記してください。「14．柱（又は耐力壁）」及び「9．基礎」の値は用いません。転記した値の和に15%を加えた値を「う」に記入します。「あ」、「い」又は「う」の値のうち最大の値を「判定」の損害割合の欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

（２）サンプル調査

１）サンプル調査その１・その２

i) 調査票番号

対象となる住家分の番号を振っておきます。

ii) 調査項目部分の記入

「２．住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。

「３．構造」は、区域内のすべての住家が木造・プレハブである場合にチェックを入れます。

「４．階高」は、住家が「戸建ての１～２階建て」である場合にチェックを入れます。

「５．外力」は、住家に「津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力による損傷がある」場合にチェックを入れます。

※「２」～「５」のいずれか１つでも該当しない項目があれば、サンプル調査を行うには不適當であるため、区域を見直すか、個別に調査を行います。

「２」～「５」すべてに該当する場合、サンプル調査を行う区域の「６．区域図」を記載します。基本的には住宅地図等、住棟の形が明確である図面を添付して下さい。

あわせて地形（等高線）も明らかにしておきます。

サンプル調査を実施した四隅の住家について、それぞれＡ～Ｄを記します。

調査票「その２」では、Ａ～Ｄの各々について、「住家流失」または浸水深の最も浅い部分で測定した場合「１階天井まで浸水」していれば全壊とし、該当箇所にチェックを入れます。

※「Ａ」～「Ｄ」のいずれか１つでも全壊に該当しない項目があれば、サンプル調査を行うには不適當であるため、個別に調査を行います。

iii) 判定の記入

そのうえで、Ａ～Ｄすべてが全壊の場合、調査票「その１」最下部の判定欄にチェックを入れて終了です。